

片品村選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法施行令第17条の規定により、次の期間は選挙人名簿の  
移し替えをしない。

平成25年7月3日

片品村選挙管理委員会  
委員長 星野堅司

平成25年7月4日から7月21日まで